

# 計画策定にあたって



総務省は令和6年5月4日に、「我が国のこどもの数」として、15歳未満のこどもの数が43年連続の減少となったことを公表しました。少子化の進行は、急速に進んでおり、本市においても避けては通れない課題となっています。

加えて、核家族化の進行や共働き家庭の増加、価値観の多様化などにより、こども・子育てを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しており、子育てに対する保護者の負担、不安や悩み、孤立感などを感じる人も増加しています。

若者が孤立することなく安心して子育てができる社会の実現には、子育て世代を温かく  
**み**まもり、社会全体で応援するという気運の醸成を図ることが重要となります。

令和5年4月1日に新たに施行された「こども基本法」は、社会を構成している人々み  
**ん**なでこども施策を総合的に推進していくための基本法として制定されました。次代のに  
**な**い手であるこども・若者が心身ともに健やかに、将来にわたって幸福な生活を送ることが  
**で**きる社会環境を整えることは、社会共通の願いでもあります。

本市においては、これまで推進してきた「大崎市子ども・子育て支援事業計画」の成果を  
**お**おいに生かしながら、こども・若者への施策の更なる充実に向けて、複数の既存計画を  
**う**けとめ、包含するかたちで、新たに「大崎市こども計画」を策定しました。

こどもの権利を保障し、こども、保護者、地域、企業、行政など、様々な主体が互いに支  
**え**合いながら育ち合う関係の充実を図り、こどもの笑顔があふれ、「こどもと一緒にげ  
**ん**きになれるまち」を目指してまいります。

また、本市を含む大崎地域は、世界農業遺産「大崎耕土」として認定された豊穡の大地で  
**す**。先人の知恵と努力により育まれた巧みな水管理と伝統的な農文化、豊かな農作物によ  
**る**多彩な食文化や屋敷林「いぐね居久根」など、誇るべき郷土の宝と知恵を受け継ぎ、世代の  
**輪**をつなげていくための取り組みについても、本計画に明記しました。

今後の大崎市を担うこども・若者が自分たちの暮らすまちに興味や関心を持ち、大崎市  
に暮らすことへの誇りと愛着を醸成する取り組みを進めるとともに、「大崎市こども計画」  
の基本理念のもと、「こどもと一緒に元気になれるまち」を将来のあるべき姿として、子育  
て支援策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力をい  
ただきました多くの市民の皆様、貴重なご意見をいただきました大崎市子ども・子育て会  
議委員、母子保健連絡協議会委員をはじめ、関係機関の皆様にご心から感謝を申し上げます  
とともに、今後も本市の発展のために、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

大崎市長 伊藤 康志